

簡易ガス供給約款とガス小売供給約款の対照表（簡易ガス）

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
(タイトル) <u>簡易ガス供給約款</u> (表紙) <u>団地名記載</u>	変更 変更	(タイトル) <u>ガス小売供給約款（簡易ガス）</u> (表紙) <u>事業者名 + 登録番号</u>
I <u>供給約款の適用</u> 1. 適用 (1) 当社が <u>一般の需要</u> に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この <u>簡易ガス供給約款</u> （以下「 <u>この供給約款</u> 」といいます。）によります。 (2) <u>この供給約款は、別表第1の供給地点（<u>経済産業局長の許可を受けた地点</u>をいいます。以下同じ。）に適用いたします。</u> (3) この <u>供給約款</u> に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの <u>供給約款</u> の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。	変更 変更 変更	I <u>小売約款の適用</u> 1. 適用 (1) 当社が <u>使用の申込み</u> に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件（以下「 <u>供給条件等</u> 」といいます。）は、この <u>ガス小売供給約款</u> （以下「 <u>小売約款</u> 」といいます。）によります。 (2) <u>この小売約款は、別表第1-1から別表1-13の供給地点群に適用いたします。</u> (3) この <u>小売約款</u> に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの <u>小売約款</u> の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。
2. <u>供給約款の認可及び変更</u> (1) <u>この供給約款は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、<u>経済産業局長の認可</u>を受けて設定し、その後同項又は同条第3項の規定に基づき変更をしたものです。</u>	追加 変更 追加	2. <u>小売約款及び変更の揭示等</u> (1) <u>当社は、この小売約款を、当社の本社、支社、営業所及び当社の指定した特約店等（以下「<u>営業所等</u>」といいます。）に揭示し、当社のHPにも掲載いたします。</u> (2) <u>当社は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、（4）及び（5）の規定に従い変更後の小売約款の揭示及び書面交付等を行います。</u> (3) <u>お客さまは、この小売約款の変更に異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除する</u>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>(2) 当社は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、<u>経済産業局長の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。</u>又は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第3項の規定に基づき、この供給約款を変更して、<u>経済産業局長に届け出ることがあります。</u>これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の簡易ガス供給約款によります。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>	<p><u>ことができます。</u></p> <p>(4) 当社は、(ガス小売事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号(仮))に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容を営業所等に掲示して周知いたします。</p> <p>(5) この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6)に定める場合を除きます。</p> <p>① 変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。</p> <p>② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号（以下、3の(17)により、「お客さま契約番号」といいます。）を記載して行います。</p> <p>(6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
<p>3. 用語の定義</p> <p>この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>-その他の定義-</p>	<p>変更</p>	<p>3. 用語の定義</p> <p>この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>-その他の定義-</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
	変更 追加	(18) 「供給地点特定番号」・・・お客さまのガスの使用場所を特定する番号であり、当社において、お客さま契約番号（仮）と読み替えます。
4. 日数の取り扱い この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。	変更	4. 日数の取り扱い この小売約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。
5. 使用の申し込み (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（12(1)ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。 (3) 当社が必要と認めるときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。 (4) 申し込みの受付場所は、当社の本社、営業所、支社又は当社の指定した特約店（以下「営業所等」といいます。）といたします。 (5) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。	変更 変更 変更 削る 変更	5. 使用の申し込み (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ供給条件等の重要事項及びこの小売約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（12(1)ただし書の規定により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。 (3) お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにした、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込んでいただきます。 (4) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。
6. 契約の成立及び変更 (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。 (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)	変更 変更	6. 契約の成立及び変更 (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5(1)に定めるガス使用又はガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。 (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)の規

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>にかかわらず契約書作成時に成立いたします。</p>	<p>追加 追加 追加</p>	<p>定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。</p> <p>(3) <u>お客さまが新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始致します。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給をお申し込み頂く場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始致します。</u></p> <p>(5) <u>お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、申出の日から10日以降の検針日の翌日から適用致します。</u></p>
<p>7. <u>承諾の義務</u></p> <p>(1) 当社は、5 (1)のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2)及び(3)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(3) 当社は、申込者が当社と他の<u>ガス使用契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの<u>ガス使用契約</u>で定める<u>支払期限日</u>を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)<u>又は</u>(3)によりガス使用又はガス工事の<u>申し込み</u>を承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>	<p>変更 変更 変更 変更</p>	<p>7. <u>使用又は工事の承諾</u></p> <p>(1) 当社は、5 (1)に定めるガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、以下の(2)及び(3)に規定する場合<u>又は特別な事情があると認めた場合</u>を除き、承諾いたします。</p> <p>(3) 当社は、申込者が当社と他の<u>ガス小売供給契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの<u>ガス小売供給契約</u>で定める<u>支払期限</u>を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)及び(3)の規定する場合<u>又は特別な事情があると認めた場合</u>に、ガス使用又はガス工事の<u>申込み</u>を承諾できないとき、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>
<p>8. <u>名義の変更</u></p> <p>(1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまの<u>ガス使用契約</u>に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>(2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとの<u>ガス使用契約</u>が消滅している場合には、5 (1)の規定によって申し込んでいただきます。</p>	<p>変更 変更</p>	<p>8. <u>名義の変更</u></p> <p>(1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまの<u>ガス小売供給契約</u>に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>(2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとの<u>ガス小売供給契約</u>が消滅している場合には、5 (1)の規定によって申し込んでいただきます。</p>
<p>9. <u>ガス使用契約の解約</u></p>	<p>変更</p>	<p>9. <u>ガス小売供給契約の解除</u></p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>(1) ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、<u>あらかじめその廃止の期日を営業所等に通知していただきます。</u>この場合、当社は、その<u>廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日</u>といたします。</p> <p>ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用<u>廃止の期日</u>後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって<u>解約の期日</u>といたします。</p> <p>(3) 当社は、7（2）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、<u>文書</u>でお客さまに通知することによって、<u>ガス使用契約を解約</u>することがあります。</p> <p>(4) 当社は、36の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までに、その<u>理由</u>となった事実を解消しない場合には、<u>文書</u>でお客さまに通知することによって、<u>ガス使用契約を解約</u>することがあります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>(1) <u>ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）を指定して、その旨を営業所等に通知していただきます。</u>その場合、当社はお客さま本人の意思によるものであることを確認いたします。</p> <p>なお、特別の理由なくして、当社が<u>解除日</u>後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって<u>解除日</u>といたします。</p> <p>(3) 当社は、7（2）の各号に<u>掲げる事由</u>により、ガスの供給の継続が困難な場合には、<u>文書等</u>でお客さまに通知することによって、<u>ガス小売供給契約を解除</u>することがあります。</p> <p>(4) 当社は、36の規定に<u>掲げる事由</u>によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその<u>事由</u>となった事実を解消しない場合には、<u>文書等</u>でお客さまに<u>解除日の遅くとも15日前と5日前の2回通知した上で、ガス小売供給契約を解除</u>することがあります。</p>
<p>10. 契約消滅後の関係</p> <p>(1) <u>ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、9の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。</u></p> <p>(2) 当社は、9の規定によって<u>ガス使用契約が解約</u>された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>10. 契約消滅後の関係</p> <p>(1) <u>ガス小売供給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、9の規定によってガス小売供給契約が解除されても、消滅いたしません。</u></p> <p>(2) 当社は、9の規定によって<u>ガス小売供給契約が解除</u>された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。</p>
<p>12. 工事の実施</p> <p>— 供給施設等の設置承諾 —</p> <p>(10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又は<u>ガス使用契約</u>に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。</p> <p>— ガスメーターの設置 —</p> <p>(7) 当社は、1 <u>需要場所</u>につきガスメーター1個を設置いたします。この場合、1 構内を</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>12. 工事の実施</p> <p>— 供給施設等の設置承諾 —</p> <p>(10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又は<u>ガス小売供給契約の締結</u>に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。</p> <p>ガスメーターの設置 —</p> <p>(7) 当社は、1 <u>使用場所</u>につきガスメーター1個を設置いたします。この場合、1 構内を</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>なすものは1構内を、又、1建物をなすものは1建物を1<u>需要場所</u>といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1<u>需要場所</u>につきガスメーターを2個以上設置することがあります。</p> <p>① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅</p> <p>各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1<u>需要場所</u>といたします。</p> <p>なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。</p> <p>(イ) 各戸が独立的に区画されていること</p> <p>(ロ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</p> <p>(ハ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>② 店舗、官公庁、工場その他</p> <p>1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1<u>需要場所</u>といたします。</p>		<p>なすものは1構内を、又、1建物をなすものは1建物を1<u>使用場所</u>といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1<u>使用場所</u>につきガスメーターを2個以上設置することがあります。</p> <p>① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅</p> <p>各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1<u>使用場所</u>といたします。</p> <p>なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。</p> <p>(イ) 各戸が独立的に区画されていること</p> <p>(ロ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</p> <p>(ハ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>② 店舗、官公庁、工場その他</p> <p>1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1<u>使用場所</u>といたします。</p>
<p>13. 工事に伴う費用の負担</p> <p>— 供給施設の所有区分と工事費 —</p> <p>(6) ガスメーターは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、お客さまにご負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取り替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p> <p>— 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 —</p> <p>(12) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>13. 工事に伴う費用の負担</p> <p>— 供給施設の所有区分と工事費 —</p> <p>(6) ガスメーターは、当社所有のものを設置するものとし、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、お客さまにご負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p> <p>— 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 —</p> <p>(12) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス小売供給契約又はガス工</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>が変更又は解約される場合は、当社がすでに要した費用及び<u>解約又は変更</u>によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)にかかげる<u>工事費</u>等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は<u>解約</u>もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。</p>		<p>事契約が変更若しくは<u>解除</u>される場合は、当社が既に要した費用及び<u>これらの契約の変更又は解除</u>によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)に<u>掲げる</u>工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は<u>解除</u>もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。</p>
<p>16. 検 針</p> <p>(4) 当社は、<u>ガス使用契約</u>が9(1)又は9(2)により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が 5日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は<u>すでに行った</u>解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p>	<p>変更</p>	<p>16. 検 針</p> <p>(4) 当社は、<u>ガス小売供給契約</u>が9(1)又は9(2)の<u>規定</u>により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が 5日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は<u>既に行った</u>解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p>
<p>21. 支払期限</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める<u>支払期限</u>までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) <u>支払期限</u>は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいい、22(2)及び36においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を<u>支払期限</u>といたします。</p>	<p>変更</p>	<p>21. 支払期限</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める<u>支払期限</u>までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) <u>支払期限</u>は、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過する日までといたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日<u>を経過する日</u>が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいい、22(2)及び36においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を<u>支払期限</u>といたします。</p>
<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 早収料金の算定方法 —</p> <p>(4) 当社は、<u>別表第3</u>の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客さまが1<u>需要場所</u>に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの<u>読み</u>により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早収料金を算定いたし</p>	<p>変更</p>	<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 早収料金の算定方法 —</p> <p>(4) 当社は、<u>別表第3-1</u>から<u>別表3-13</u>の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客さまが1<u>使用場所</u>に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの<u>表示値</u>により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早収料</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>ます。（（7）及び（8）の場合も同様といたします。）</p> <p>— 料金算定期間及び日割計算 —</p> <p>（6） 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p> <p>④ 36の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑤ 37の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>— 遅収料金 —</p> <p>（9） 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。</p>	<p>変更</p> <p>— 料金算定期間及び日割計算 —</p> <p>（6） 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p> <p>④ 36の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）の規定により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑤ 37の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）の規定により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>— 遅収料金 —</p> <p>（9） 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。</p> <p>変更</p>	<p>金を算定いたします。（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）</p> <p>— 料金算定期間及び日割計算 —</p> <p>（6） 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p> <p>④ 36の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）の規定により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑤ 37の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）の規定により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>— 遅収料金 —</p> <p>（9） 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。</p>
<p>23. 単位料金の調整</p> <p>（1） 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>23. 単位料金の調整</p> <p>（1） 当社は、毎月、(2)①により算定した平均原料価格が別表第3-1の（3）から別表第3-1 3の（3）に定める各基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3-1から別表3-1 3の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>なお、調整単位料金の適用基準は、<u>別表第3の2(2)</u>のとおりといたします。</p> <p>(2) <u>(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</u></p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 各供給地点ごとの価格 円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） <u>別表第3の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が各供給地点ごとの価格 円以上となった場合は、各供給地点ごとの価格 円といたします。</u>なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に揭示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>(別表第3)の2(2)から移動</p>	<p>変更</p> <p>移動</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>移動</p>	<p>を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、<u>(3)</u>のとおりといたします。</p> <p>(2) <u>(1)の平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</u></p> <p><u>(別表第3-1)の(3)から(別表第3-13)の(3)へ移動</u></p> <p>① 平均原料価格（トン当たり） <u>(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が各供給地点ごとの価格 円以上となった場合は、各供給地点ごとの価格 円といたします。</u>なお、平均原料価格は、当社の営業所等に揭示し、又はホームページ等に掲載いたします。</p> <p>② 原料価格変動額</p> <p><u>(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</u></p> <p>① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
		<p>④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
		<p>料金の算定にあたっては、<u>当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</u></p>
<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は5(1)の申し込みをされる方、又は<u>支払期限日</u>を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから<u>支払期限日</u>を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し<u>年6パーセント</u>の利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p> <p><u>*旧いわきガスの約款は年0.5パーセントなので変更なしです。</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は5(1)の申し込みをされる方、又は<u>支払期限</u>を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから<u>支払期限</u>を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し<u>年0.5パーセント</u>の利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>
<p>31. 遅収料金の支払方法</p> <p>(1) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を<u>支払期限日</u>までにお支払いいただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、当社の請求により、翌月以降にお支払いいただきます。</p>	<p>変更</p>	<p>31. 遅収料金の支払方法</p> <p>(1) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を<u>支払期限</u>までにお支払いいただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、当社の請求により、翌月以降にお支払いいただきます。</p>
<p>36. 供給停止</p>		<p>36. 供給停止</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、<u>供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間（休日を含みます。）の日数をおいて予告いたします。</u></p> <p>① <u>支払期限日</u>を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社とその他の<u>ガス使用契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この<u>供給約款</u>に基づいてお支払い求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>⑤ <u>ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</u></p> <p>⑧ その他この<u>供給約款</u>に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>	変更	<p>当社は、お客さまが次の各号に<u>掲げる</u>事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、<u>供給を停止しようとする日の遅くとも15日前及び5日前（いずれも休日を含みます。）に2回予告します。</u></p> <p>① <u>支払期限</u>を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社とその他の<u>ガス小売供給契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この<u>小売約款</u>に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>⑤ <u>お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改められないとき</u></p> <p>⑧ その他この<u>小売約款</u>に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>
<p>37. 供給停止の解除</p> <p>(1) 35の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 35①の規定により供給を停止したときは、<u>支払期限日</u>が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>② 35②の規定により供給を停止したときは、当社とその他の<u>ガス使用契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの<u>ガス使用契約</u>で定める<u>支払期限日</u>が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 35③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その<u>理由</u>となった</p>	変更	<p>37. 供給停止の解除</p> <p>(1) 35の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 35①の規定により供給を停止した場合に、<u>支払期限</u>が到来したすべての料金を支払われたとき</p> <p>② 35②の規定により供給を停止した場合に、当社とその他の<u>ガス小売供給契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの<u>ガス小売供給契約</u>で定める<u>支払期限</u>が到来したすべての料金を支払われたとき</p> <p>③ 35の③から⑧までの規定により供給を停止した場合に、その<u>事由</u>となった事実を</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合		解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたとき
<p>39. 供給施設の保安責任</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(8)に規定する内管及びガス栓について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>39. 供給施設の保安責任</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査及び緊急時の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(8)に規定する内管及びガス機器等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。また、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。</p>
<p>41. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。</p>	<p>変更</p>	<p>41. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、<u>それに要する費用をお客さまに負担頂く</u>ことがあります。また、場合によっては使用をお断りすることがあります。</p>
<p>43. 使用場所への立ち入り</p> <p>当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、<u>所定の証明書を提示</u>いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>43. 使用場所への立入り</p> <p>当社は、<u>ガス小売供給契約を解除された後</u>であっても次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、<u>係員は所定の証明書を提示</u>いたします。</p>
<p>附則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日</p> <p>本供給約款は、平成 28年 6月 1日から実施いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>附則</p> <p>1. 本小売約款の実施期日</p> <p>本小売約款は、平成 29年 4月 1日から実施いたします。</p>
<p>3. 本供給約款の実施に伴う切替措置</p> <p>当社は、料金算定期間の末日が平成 28年 6月 1日から平成 28年 6月 30日に属</p>	<p>変更</p>	<p>3. 本小売約款の実施に伴う切替措置</p> <p>当社は、料金算定期間の末日が平成 29年 4月 1日から平成 29年 4月 30日に</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>する料金算定期間の早収料金は、平成 28年 5月 31日まで適用の簡易ガス供給約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>		<p>属する料金算定期間の早収料金は、平成 29年 3月 31日まで適用の約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>
<p>5. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置</p> <p>本供給約款実施の際、現に旧供給約款 2-5（保証金）の適用を受けているお客さまの保証金は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 預かり期間は、本供給約款実施の際、現に設定している期間とします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。</p> <p>(3) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(2)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年6パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p> <p><u>*旧いわきガス、薄磯、豊間、久乃浜の約款には記載されていない。</u></p>	<p>削除</p>	<p>5. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置</p> <p>本供給約款実施の際、現に旧供給約款 2-5（保証金）の適用を受けているお客さまの保証金は、次のとおりといたします。</p> <p>（1）預かり期間は、本供給約款実施の際、現に設定している期間とします。</p> <p>（2）当社は、お客さまから支払期限を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。</p> <p>（3）当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(2)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年6パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>
<p>(別表第1) 供給地点</p>	<p>変更</p>	<p>(別表第1-1) から (別表第1-13) 供給地点が赤井・向後川原・玉露・感謝の郷・薄磯・豊間・久之浜・雇用促進好間宿舎・雇用促進磐城宿舎・船戸・御代・玉川・四倉南の13地点</p>
<p>(別表第3) 適用する料金表</p> <p>2. 料金及び消費税等相当額の算定方法</p>	<p>変更</p>	<p>(別表第3-1) から (別表第3-13) 赤井団地に適用する料金表・・・四倉南団地に適用する料金表 13地点の料金表</p>

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	移動	23. 単位料金の調整（3）に移動

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）												
<p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>23. 単位料金の調整（2）①から移動</p>	<p>移動</p>	<p>(別表第3-1) から (別表第3-13)</p> <p><u>3. 基準平均原料価格(トン当たり)</u></p> <p><u>各供給地点ごとの価格 円</u></p>												
<p>別表6</p> <p>(2) 液化石油 ガスの成分</p> <table border="0"> <tr> <td>プロパン及びプロピレンの合計量の含有率</td> <td>パーセント以上</td> </tr> <tr> <td>エタン及びエチレンの合計量の含有率</td> <td>5パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>ブタジエンの含有率</td> <td>0.5パーセント以下</td> </tr> </table>	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	パーセント以上	エタン及びエチレンの合計量の含有率	5パーセント以下	ブタジエンの含有率	0.5パーセント以下	<p>追加 変更 追加</p>	<p>別表6</p> <p>(2) ガスの規格 「い号」 LPガス</p> <p>(3) 液化石油 ガスの成分</p> <table border="0"> <tr> <td>プロパン及びプロピレンの合計量の含有率</td> <td>パーセント以上</td> </tr> <tr> <td>エタン及びエチレンの合計量の含有率</td> <td>5パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>ブタジエンの含有率</td> <td>0.5パーセント以下</td> </tr> </table> <p>(4) 熱量は100.46メガジュール</p>	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	パーセント以上	エタン及びエチレンの合計量の含有率	5パーセント以下	ブタジエンの含有率	0.5パーセント以下
プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	パーセント以上													
エタン及びエチレンの合計量の含有率	5パーセント以下													
ブタジエンの含有率	0.5パーセント以下													
プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	パーセント以上													
エタン及びエチレンの合計量の含有率	5パーセント以下													
ブタジエンの含有率	0.5パーセント以下													

簡易ガス供給約款		ガス小売供給約款（簡易ガス）
<p>付録</p> <p>1. 当社は、特別の事情がある場合は、ガス事業法第37条の6の2の規定に基づき 経 済産業局長の認可を受けて、簡易ガス供給約款（以下「本供給約款」といいます。）に定 める供給条件以外の供給条件（以下「特別供給条件」といいます。）によりガスを供給す ることがあります。</p> <p>2. 当社は、設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合は、 ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第7項の規定に基づき 経済産業局長に届け出て、本供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款（以 下「選択約款」といいます。）を定めることがあります。</p> <p>選択約款は、当社の本社、支社、営業所に常備し、お客さまの閲覧の用に供していま すので、詳しくは、当社の本社・支社・営業所にご確認下さい。</p> <p>3. 年間契約数量が460立方メートル（100.46メガジュール換算）以上の需要につ いては、特定ガス大口供給契約の対象となり、当社は、本供給約款に定める供給条件以外 の供給条件によりガスを供給することがあります。</p> <p>詳しくは、当社の本社・支社・営業所にご確認下さい。</p>	<p>削る</p>	<p>付録</p>